

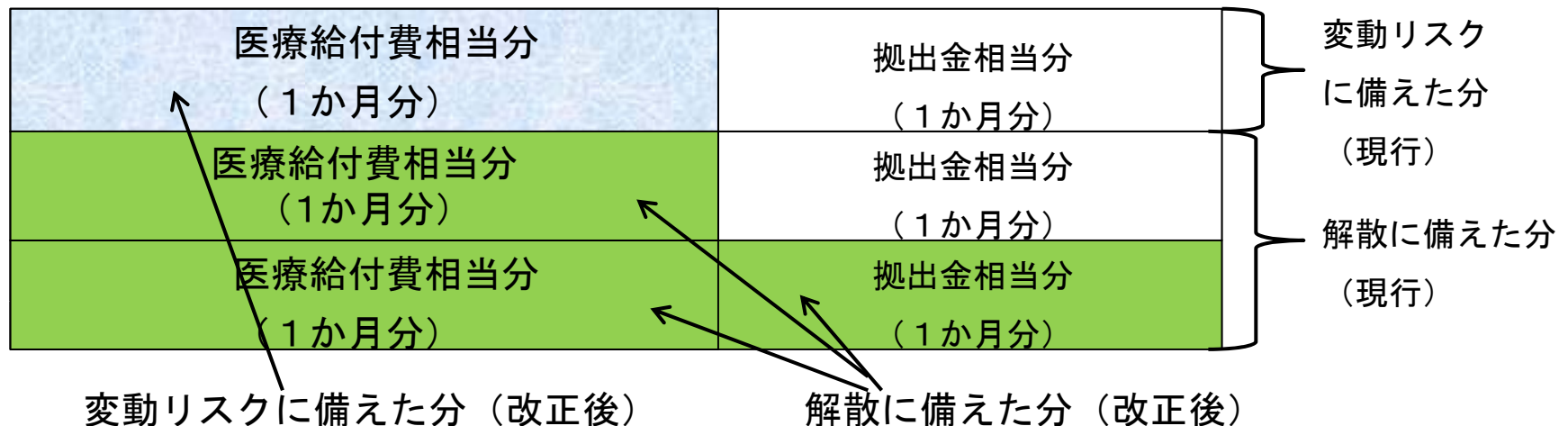
健保組合における準備金の見直しについて

平成24年11月28日
厚生労働省保険局

健康保険組合の準備金の見直しについて

1. 健康保険法及び健康保険法施行令において、健保組合は、毎事業年度末において、その年度と直前2事業年度内に行った医療給付費相当分及び後期高齢者支援金等拠出金相当分の平均の3か月分に相当する額に達するまでは、その年度の剰余金を準備金として積み立てなければならないとされている。
2. 現行で必要な「3か月分」の準備金の内訳は、
 - ①インフルエンザの蔓延など医療費などの変動リスクに対応するために医療給付費相当分及び拠出金相当分1か月分
 - ②保険料が不納欠損になるなどの解散に備えるために、医療給付費相当分及び拠出金相当分2か月分としている。
3. しかしながら、今般、①変動リスク及び②解散に備える分について、次のページ以降のような分析を行うと、
 - ①変動リスクに備えた分については、医療給付費相当分1か月のみを積み立ての対象、
 - ②解散に備えた分については、医療給付費相当分2か月分、拠出金相当分1か月分のみ積み立ての対象とすることが適切と考えられる。

※ この場合、拠出金相当分は約45%なので、組合が必要な準備金は現行の3か月分から約2か月分へ減少することとなる。



健保組合の変動リスクへの対応について

1. 現行では、変動リスクに対応するために医療給付費相当分及び拠出金相当分1か月分を積み立ての対象としているが、後期高齢者支援金等の拠出金相当分については年度単位の賦課であるため、毎月の変動はほとんどない。

※ 過去の後期高齢者支援金等の拠出金相当分についての変動を調査しても、予算と比較して組合平均で平成21年度は△0.2カ月、平成22年度は0.0カ月、平成23年度は△0.1カ月であり、変動はほとんどない。

このため、後期高齢者支援金等の拠出金相当分については積み立てを不要としたらどうか。

2. 一方、医療給付費相当分については、インフルエンザの蔓延など予測しえない事態は常に生じる恐れがあるため、引き続き、1か月分を積み立ての対象とする必要がある。

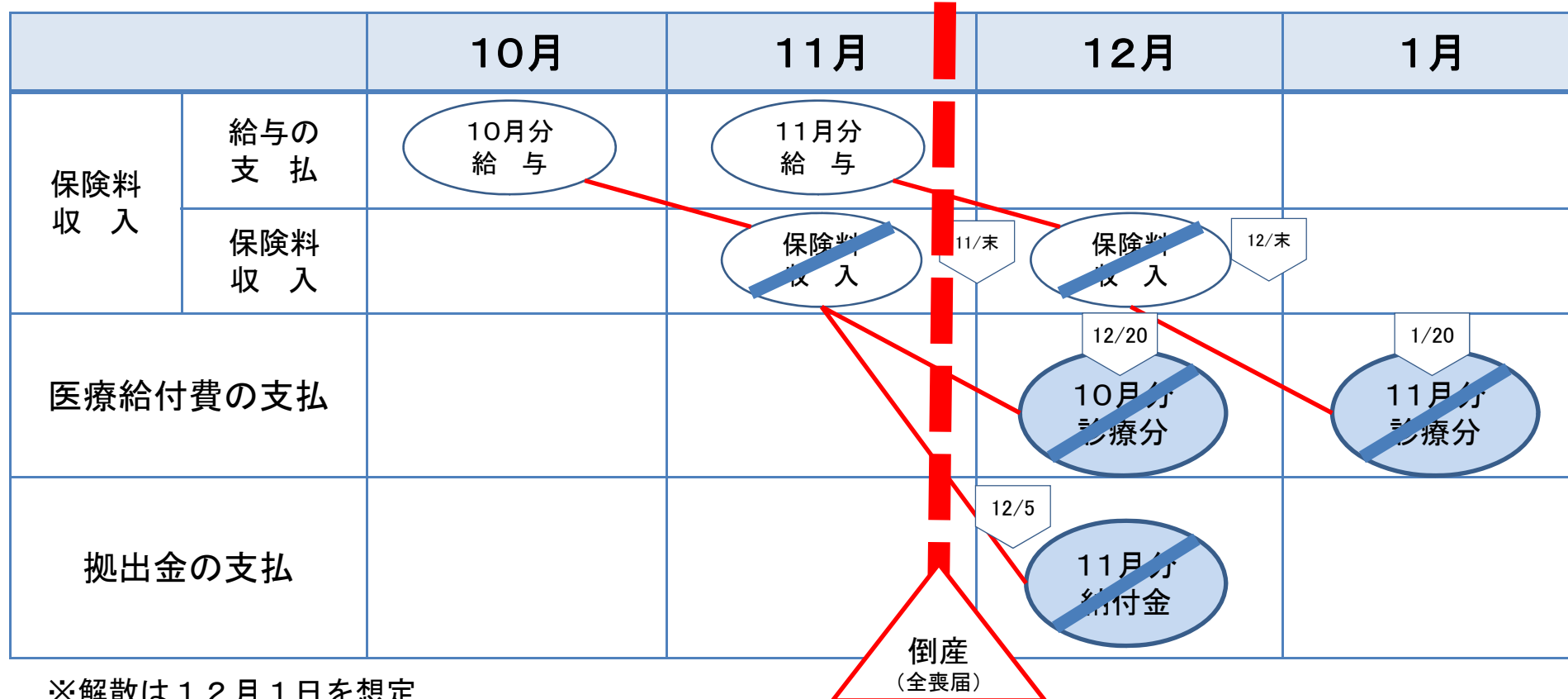
※ 過去の医療費給付相当分についての変動を調査しても、予算と比較して、組合平均で平成21年度は△0.7カ月、平成22年度は△0.5カ月、平成23年度は△0.6カ月であり、1か月の範囲に変動は収まっている。

3. 以上から、変動リスクに相当する分については、現行の「医療給付費相当分及び拠出金相当分1か月分」から「医療給付費相当分1か月分」としたらどうか。

健保組合の解散時のリスクへの対応について

- 現行では、解散に備えた分については、医療給付費相当分及び拠出金相当分2か月分を積み立ての対象としている。
- しかしながら、健保組合が解散した場合のスケジュールを考えると、医療給付費相当分は「解散の前々月分と解散の前月分」の支払いが滞り、拠出金相当分は「解散の前月分」の支払いが滞ることが最悪のケースである。
- このため、解散に備えた分については、「医療給付費相当分及び拠出金相当分2か月分」は必要ないと考えられ、医療給付費相当分2か月分、拠出金相当分1か月分のみ積み立ての対象としたらどうか。

<最悪のケース（突然の倒産で、保険料収入がとれない場合）の流れ>



※解散は12月1日を想定

参照条文

○ 健康保険法

(準備金)

第一百六十条の二 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

○ 健康保険法施行令

(指定の要件)

第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、(中略)一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金(第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。))がある場合には、これを控除した額)を含む。以下この条及び第四十六条において同じ。(中略)を下回ったものとする。

(準備金の積立て)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付(※)に要した費用の額(法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

※ 保険給付に要した費用の額は、健康保険法施行令第29条において「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額を含む。」とされている。